

財團 協調會 福岡出張所

仕候尙第一條の事故なくして歸郷日數卅日以上に及ぶときは逃
走と見做し候共眞識なき事

第三條 修業年限中本人の身廻り病氣等の入費は一切自辨の事

第四條 修業年限中食料として毎月 日迄に金 宛御納申
可候

第五條 修業年限中は最も謹慎を加へ可申は勿論若し不品行の
爲師の体面を汚す様の 儼有之候ときは充分御微救相成候共聊
かも苦情申立間敷候事

右連帶約定證乃而如件

昭和 年 月 日

縣 市 郡 町 番地

縣 市 郡 町 番地

縣 市 郡 町 番地

縣 市 郡 町 番地

財團 協調會 福岡出張所

身元引受人

縣 市 郡 町 番地

連帶人

縣 市 郡 町 番地

福岡市松屋呉服店裁縫部吉田關藏殿